

浅川町公共施設等一括LED化に向けたサウンディング型市場調査実施要領

1 目的

町では、浅川町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を政府実行計画の改定及び町が令和5年10月にゼロカーボンシティ宣言をしたことなどを踏まえ、令和6年3月に改定しており、公共施設（街路灯・防犯灯含む）のLED導入率100%を目指し、計画的に更新することを明記しています。

また、水銀に関する水俣条約第5回締約国会議（COP5）において、蛍光灯の製造等が段階的に廃止されることが決定されたことを受け、公共施設の照明LED化改修を早期に実施していく必要があります。

本市場調査は、町の財政負担の観点から初期費用を抑え費用を平準化、かつ早期にLED化を実現する手法として、リース方式による実施など、効果的かつ効率的な手法を検討していることから対話を通じ、効率的な手法、公募条件等を検討するため実施するものです。

2 本市場調査の概要

(1) スケジュール（予定）

内 容	日 程
実施要領の公表	令和8年6月15日（月）
参加申込書提出期限	令和8年7月3日（金）午後5時 まで
個別対話の実施期間	令和8年7月17日（金）まで
結果公表内容の調整	令和8年7月27日（月）まで
結果の公表	令和8年8月上旬（予定）

※個別対話は、上記実施期間のうち調整のうえ1時間程度設定します。

(2) 参加申込み

参加を希望される事業者は、令和8年7月3日（金）午後5時までに「エントリーシート」をEメールにてご提出ください。個別対話の日時及び場所については、参加申込み後に個別に御連絡し調整のうえ実施いたします。

【申込み・問合せ先】浅川町役場 総務課

Eメール：soumu@town.asakawa.fukushima.jp

電 話：0247-36-4121

(3) 対話資料の提出

4（2）に記載の対話テーマについて、「提案書（対話シート）〔任意様式〕」を対話日前日までにご提出ください。対話については、「提案書（対話シート）」によりご説明いただいた後に、町より質問・意見交換をさせていただきます。

(4) 参加対象者

本調査が対象とする事業に実施主体として参画する意向のある民間事業者等の法人、それらのグループ又はグループを構成したい法人を対象とします。

なお、個別対話に出席する人数は、1社又は1グループ5名以内としてください。

(5) 参加除外条件

申込時点で、次に該当する事業者は、申込できません。

ア 地方自治体施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する事業者

イ 直近3年間の国税又は地方税を滞納している事業者

ウ 浅川町工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（昭和56年9月28日要綱第2号）第5条の規定に基づく指名停止の措置を受けている事業者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている事業者

オ 浅川町暴力団排除条例（平成24年3月21日条例第1号）に規定する暴力団その他反社会団体である事業者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる事業者

(6) 結果の公表

町は、本調査実施後、個別対話で得られた事業者意見等の結果を公表します。その際、事業者のノウハウ保護等のため、結果公表前に、町と事業者の間で公表内容を確認及び調整いたします。

4 個別対話

提案書の提出をいただいた民間事業者との間で、1社又は1グループで1時間程度を目安に個別対話を実施いたします。提案書の内容について説明していただいた後、町からの質問及び意見交換をさせていただきます。

(1) 検討対象施設

対象施設は、別紙「浅川町公共施設照明設備一括LED化対象施設一覧」のとおりであるが検討中の最大範囲であり、本市場調査等を基に適正な規模を検討します。

(2) 対話のテーマ

次のテーマに沿って個別対話を実施します。

なお、必ずしも全てのテーマに対する提案や意見がなくても結構です。

ア 事業の効果を最大限にするための最適な事業手法について

イ 事業化(公募開始)に向けて必要となる資料について

- ウ 事業対象施設の選定について
- エ 事業化に向けたスケジュールについて
- オ 事業実施にかかる改修期間や費用について
- カ 事業実施による効果及びコスト削減について
- キ 事業に併せて効率的に実現できる付加価値等の提案について
- ク 事業化の課題・条件、町に対する要望等について
- ケ 利用可能な補助金等について
- コ その他

(3) 町の現状・考え

ア LED化の事業手法について

LED改修については、蛍光灯製造等の廃止決定による影響のほか、改修実施以降、電気使用量削減の効果が確実に得られることから、対象施設について短期間で進めていきたいと考えています。しかしながら、LED化未実施の施設が多く存在し、これらの施設を短期間で実施するとなると財政負担が大きくなります。一方、改修費用を平準化し、施設ごとに予算化しながら改修を進めようとする、全ての公共施設のLED化の完了には、膨大な時間を要することになることから、LED改修にかかる費用を平準化させつつ、早期に実現させるため、リース方式による一斉LED化の可能性を検討しています。

なお、リース期間終了後のリース物件は、町に無償譲渡される契約内容を考えています。

イ 事業規模（対象施設）及び事業期間について

検討している対象施設は、別紙「浅川町公共施設照明設備一括LED化対象施設一覧」のとおりです。

なお、施設規模が大きい施設や光熱費が高額な施設は、優先的に実施を検討し、小規模な建物については、本市場調査の結果等を基に最も効果的かつ効率的に実施できる施設数を検討していきたいと考えています。

また、町では可能な限り早期にLED化を完了させたいと考えていますが、中東情勢などによる市場における現状を踏まえ、本市場調査の中で適切な事業期間（改修期間及びリース期間）を検討していきたいと考えています。

ウ 更新対象及び更新方法について

更新対象設備は、既設の照明設備のうちLED化されていない照明器具とし、原則ランプ交換のみで問題がない場合を除き、器具本体を更新とすることを考えています。

エ 街路灯などの灯柱の更新について

街路灯などの灯柱の中には老朽化しているものもあるため、LED化の実施に併せて、老朽化している灯柱については更新をしたいと考えています。

また、その際は、省エネルギー化や災害時対応に資するため、効果的であると認められるときは、太陽光パネル及び蓄電池を内蔵したタイプへ更新することも考えています。

オ 事業スケジュールについて

現時点での想定スケジュールは次の表のとおりです。調査結果を基に事業化に向けた取組を行うことを想定しています。あくまで本調査時点での想定スケジュールでありますので、各種手続きや工期など、無理なく事業の実施が可能であるのかも確認したいと考えています。

内 容	日 程
公募開始	令和8年8月下旬
現地調査・資料閲覧期間	令和8年9月下旬
参加表明期限	令和8年10月上旬
企画提案書提出期限	令和8年10月中旬
プレゼンテーション実施	令和8年10月下旬
結果公表	令和8年10月下旬
詳細協議	令和8年11月
契約	令和8年12月

カ その他

町では、地球温暖化対策の取組みとして、浅川町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）において、温室効果ガス排出量の目標達成に向けた取組として、設置可能な建築物等の50%以上に太陽光発電設備を設置することなど、再生可能エネルギー設備の積極的な導入を推進することや省エネルギーの取り組みの徹底として、公共施設等の改修等を実施する際に省エネルギー機器等への転換を図ることなどを掲げていることから、LED化に併せて実施可能な付加価値等の提案があれば伺いたいと考えています。

また、利用可能な補助金や事業化の課題、町に対する要望等があれば伺いたいと考えています。

5 留意事項

- (1) 町は、本市場調査の結果を基に、今後の事業内容や事業者募集に係る条件設定等を検討することとしておりますが、事業化の際の事業者選定の評価等に一切影響を与えるものではありません。
- (2) 町は、結果概要の公表及び事業実施に向けた検討以外の目的で提案資料を使用することはありません。
- (3) 町が提供する資料は、参加に係る検討以外の目的での使用を禁じます。
- (4) 本市場調査への参加に関する費用は、すべて参加者の負担となります。
- (5) 必要に応じて追加の対話（文書照会含む。）やアンケート等を実施させていただく場合がありますので、その際には御協力をお願いいたします。

6 問合せ先

浅川町役場総務課

〒963-6292 福島県石川郡浅川町大字浅川字背戸谷地 112 番地の 15

Eメール：soumu@town.asakawa.fukushima.jp

電 話：0247-36-4121（直通）